# 閉鎖機関のために特殊清算人のなす公告の方法に関する省令 （昭和二十四年大蔵省令第三十四号）

特殊清算人が閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）第十九条の五第三項、第十九条の七第一項、第十九条の二十一第二項及び第十九条の二十二第一項並びに閉鎖機関に対する債権の申出等に関する命令（昭和二十二年総理庁令、大蔵省令、外務省令、商工省令、運輸省令、農林省令、厚生省令、司法省令第一号）第一条第一項、第一条の二第一項、第一条の二第三項又は第一条の三第一項の規定に基づいてなす公告は、閉鎖機関の定款の定めによらないで、官報及び一以上の時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で本邦内で発行するものに掲げてしなければならない。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十二年八月十二日から適用する。

# 附　則（昭和二八年一一月一四日大蔵省令第九三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二九年二月二五日大蔵省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二九年五月二四日大蔵省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和二九年一〇月一三日大蔵省令第九七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三一年五月二一日大蔵省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月二一日大蔵省令第六九号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附　則（平成一八年四月二八日財務省令第四〇号）

この省令は、平成十八年五月一日から施行する。